

禁煙外来費用補助のご案内

椿本チエイン健康保険組合

補助について

禁煙外来受診を考えている方で、費用補助の条件を満たしており、実際に禁煙治療(12週間の禁煙プログラム)を終了した方は、受診費用について健康保険の補助を受けることができます。下記の費用補助条件を確認の上、ぜひご利用ください。

補助金額 禁煙外来で支払った窓口負担額(上限20,000円/1人)

申請期間 随時受付しています。

受診費用補助の条件の確認

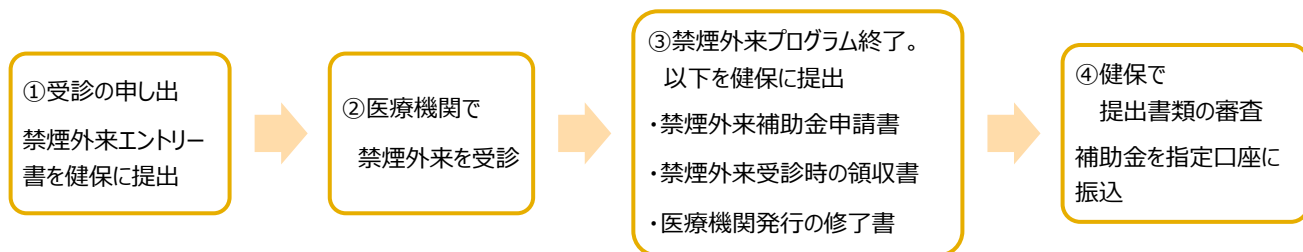
- ☐ 被保険者(社員本人)
- ☐ 今回が初めての禁煙外来受診、または前回の禁煙外来受診の初回診療日から1年以上経過している。
- ☐ 現在たばこを吸っていて、ただちに(1か月以内)に禁煙を始めたいと考えている。
- ☐ ニコチン依存度テスト(下表)の結果が5点以上ある。
- ☐ 医療機関で禁煙治療の同意書に署名を求められることに同意すること
- ☐ 35歳以上の場合 1日平均喫煙本数×喫煙年数が200以上である。(35歳未満の方は要件なし)
(例) 1日平均喫煙本数20本で30年間吸っている場合、20本×30年間=600と計算

TDSニコチン依存度テスト

	設 問	はい (1点)	いいえ (0点)
問1	自分が吸うつもりよりも、ずっと多くタバコを吸ってしまうことがありましたか？		
問2	禁煙や本数を減らそうと試みて、できなかったことがありましたか？		
問3	禁煙したり本数を減らそうとしたときに、タバコがほしくてほしくてたまらなくなることがありましたか？		
問4	禁煙したり本数を減らしたときに、次のどれかがありましたか？ (イライラ、神経質、落ちつかない、集中しにくい、ゆううつ、頭痛、眠気、胃のむかつき、脈が遅い、手のふるえ、食欲または体重増加)		
問5	問4でうかがった症状を消すために、またタバコを吸い始めることがありましたか？		
問6	重い病気にかかったときに、タバコはよくないとわかっているのに吸うことがありましたか？		
問7	タバコのために自分に健康問題が起きているとわかっているのに、吸うことがありましたか？		
問8	タバコのために自分に精神的問題（※）が起きているとわかっているのに、吸うことがありましたか？		
問9	自分はタバコに依存していると感じることがありましたか？		
問10	タバコが吸えないような仕事やつきあいを避けることが何度かありましたか？		
合 計			

※（注）禁煙や本数を減らした時に出現する離脱症状（いわゆる禁断症状）ではなく、喫煙することによって神経質になったり、不安や抑うつなどの症状が出現している状態

受診費用補助申込から補助金需給までの流れ



① 受診の申し出

下表の「禁煙外来エントリー書」に必要事項をご記入の上、健保組合まで、提出してください。
 用紙で申し込み → 京田辺工場 椿本チエイン健康保険組合 藤原宛
 e-mailに添付で申込 → yukari.fujiwara@gr.tsubakimoto.co.jp

② 医療機関で禁煙外来を受診

健康保険で禁煙治療が受けられる医療機関を調べましょう。
 受診する医療機関が決まったら、予め電話で予約の有無など確認しておきましょう。



医療機関の検索サイト

「日本禁煙学会HP」<http://www.nosmoke55.jp/nicotine/clinic.html>



③ 禁煙外来プログラム終了したら、以下の書類を健保組合(藤原)に提出

- ・禁煙外来補助金申請書
- ・禁煙外来受診時の領収書(受診分すべて/原則原紙)
- ・医療機関発行の修了書(修了証書、卒業証書 等)

禁煙治療(12週間の禁煙プログラム)



④ 健保で提出書類の審査の後、指定の被保険者名義の口座に補助金を振込ます

禁煙外来エントリー書

本件について健康保険組合と会社(健康相談室)が情報共有することに同意したうえで、禁煙外来エントリーを宣言します。薬については、医師と相談の上、了解したうえで服用します。

保険証 記号・番号	記号	番号	被保険者 (社員本人) 氏 名	